

開発許可（法第29条）添付書類一覧（正・副各1部、合計2部）

書類等の名称	留意事項	
開発許可申請書		
委任状	代理人による申請の場合 押印必要	
公共施設の管理者の同意書		
公共施設の管理に関する協議書		
設計説明書	自己居住用の開発は不要	
全部事項証明（土地）（旧土地登記簿謄本）	法務局が交付したもの（副は複写可）登記情報提供サービス取得不可 申請時以前6か月以内のもの	
土地・工作物の権利者の同意書	所有権・抵当権など （実印・印鑑証明書・法人等の場合は資格証明書）	
農用地除外証明書	農振農用地域内の土地の場合	
資金計画書	非自己用、1ha以上の自己業務用、または盛土規制法該当の場合 （残高証明書：自己資金で事業を行う場合） （融資証明書：融資を受けて事業を行う場合）	
申請者の業務経歴書	非自己用、1ha以上の自己業務用、または盛土規制法該当の場合	
申請者の前年度の納税証明書（その1・その2）	非自己用、1ha以上の自己業務用、または盛土規制法該当の場合	
工事施工者の建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書	非自己用、1ha以上の自己業務用、または盛土規制法該当の場合	
設計者の資格に関する書類	開発区域が1ha以上の場合	
開発区域位置図	都市計画図 区域を朱書き	
開発区域区域図	開発区域周辺の地図等 区域を朱書き	
公図写し	法務局が交付したもの（副は複写可）登記情報提供サービス取得不可 区域を朱書き	
求積図	区域を朱書き	
※現況図	区域を朱書き	
※土地利用計画図	区域を朱書き	
※造成計画平面図	切土は黄色、盛土は茶色に着色 区域を朱書き	
※造成計画断面図	切土は黄色、盛土は茶色に着色	
※排水施設計画平面図	区域を朱書き	
※給水施設計画平面図	自己居住用の開発行為は不要 区域を朱書き	
※がけの断面図		
※擁壁の断面図（計算書）		
道路横断面図		
道路・排水施設の計画縦断面図		
排水施設構造図	汚水・雑排水・雨水桝等	
雨水・汚水流量計算書	自己居住用の開発行為は不要	
宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可等要否判定チェックシート		
その他、町長が必要と認める書類 ◎法第34条各号に該当する申請については、それぞれ別に定める図書が必要となります。	・申請地現況写真（方向明示、区域を朱書き） ・浄化槽の調書一式 ・放流許可書、道路・水路占用許可書、道路・水路施工承認書 等	

※印（設計図）には作成者の記名押印又は署名をすること

都市計画法第34条第12号による開発行為の添付書類

区域区分日前所有地における自己用住宅（条例第5条第1項第2号ア）	
理由書	
新たに自己用住宅を建築することが相当と認められる書類	
・住民票	
・現在の住まいの状況を証する書類（借家契約書など）	
・申請者の所有する土地、家屋の状況を証する図書	
・その他（転勤証明、現在の住所が過小であることを示す書類等）	
区域区分日前からの所有地であることを証する書類（土地登記簿謄本で証せれば不要）	
戸籍謄本（開発区域の土地が親族所有の場合）	
その他町長が必要と認める書類	

市街化調整区域に長期居住する者、親族を持つ者のための自己用住宅 （条例第5条第1項第2号イ）	
理由書	
新たに自己用住宅を建築することが相当と認められる書類	
・住民票	
・現在の住まいの状況を証する書類（借家契約書など）	
・申請者の所有する土地、家屋の状況を証する図書	
・その他（転勤証明、現在の住所が過小であることを示す書類等）	
長期居住を証する書類	
長期居住の対象が親族の場合	
・親族の戸籍謄本・戸籍の附票・住民票など（20年前の日から現在まで当該調整区域に居住していることを証する書類）	
親族が開発区域の土地を所有している場合	
・親族との続柄を証する書類（戸籍謄本など）	
その他町長が必要と認める書類	

市街化調整区域に区域区分日前から居住する者の親族のための自己用住宅 （条例第5条第1項第2号ウ）	
理由書	
新たに自己用住宅を建築することが相当と認められる書類	
・住民票	
・現在の住まいの状況を証するもの（借家契約書など）	
・申請者の所有する土地、家屋の状況を証する図書	
・その他（転勤証明、現在の住所が過小であることを示す書類等）	
区域区分日前から現在まで当該調整区域に居住していることを証する書類（親族の戸籍謄本・戸籍の附票・住民票など）	
申請者と親族の続柄を証する書類（戸籍謄本など）	
※親族が開発区域の土地を所有している場合も必要	
その他町長が必要と認める書類	

都市計画法第34条第12号による開発行為の添付書類

市街化調整区域に長期居住する者の自己業務用建築物（条例第5条第1項第3号）	
理由書	
20年前の日から現在まで当該調整区域に居住していることを証する書類	
・住民票など	
業務を示す書類（免許、資格証明書、事業計画書など）	
居住地から開発区域までの距離を証する図面（1/2500 地形図）	
その他町長が必要と認める書類	

公共移転（条例第5条第1項第4号）	
自己所有を証する書類	
・全部事項証明（土地の場合：土地）（旧土地登記簿謄本）	
・全部事項証明（家屋の場合：家屋）など	
事業者が発行した収用等を証する書類	
既存建築物の建築確認通知書	
その他町長が必要と認める書類	

市街化調整区域に居住する者のための集会場（条例第5条第1項第7号）	
自治会等を証する書類（自治会規約など）	
自治会等会員名簿（住所つき）	
会員住所地と開発区域を明記した図面（1/2500 地形図）	
自治会等会議録（集会場建設にかかるもの）	
その他町長が必要と認める書類	

既存の建築物の敷地拡張（条例第5条第1項第8号）	
既存建築物の用途を確認できる書類 （開発許可通知書・建築確認通知書・登記簿謄本など）	
既存建築物の敷地が確認できる書類	
その他町長が必要と認める書類	

※2号から7号までは法第43条申請にも準用します。

政令 36 条第 1 項 3 号ハによる建築行為の添付書類

1 ヘクタール未満の墓地又は運動・レジャー施設である工作物の管理に必要な建築物 (条例第 6 条第 3 号)	
墓埋法許可書の写し (既存墓地の場合)	
墓埋法申請書の写し (新設墓地の場合)	
法人登記簿謄本 (運動・レジャー施設の場合)	
その他町長が必要と認める書類	

既存の建築物の用途の変更等 (条例第 6 条第 4 号)	
建築後の年数を証する書類 (既存建築物の登記簿謄本など)	
既存建築物の敷地を証する書類 (既存建築物の建築確認通知書など)	
やむをえない事由を証する書類 (破産宣告書の写し・転勤証明書・所得証明書・理由書)	
その他町長が必要と認める書類	

都市計画法第34条各号の添付書類

法第34条第1号	
業務を証する書類（事業計画書・取引証明書・資格証明書・業務経歴書・チェーン店加盟契約書など）	
その他町長が必要と認める書類	

法第34条第2号（鉱物資源）	
鉱物資源が存することを証する書類（鉱業権設定の許可書・租鉱権設定の許可書・鉱業原簿の写しなど）	
事業計画書（原材料の取引証明書・資格証明書など）	
その他町長が必要と認める書類	

法第34条第2号（観光資源）	
観光資源が存することを証する書類（公的な観光パンフレット・温泉採掘削の許可書・温泉利用の許可書・温泉成分分析結果など）	
事業計画書	
その他町長が必要と認める書類	

法第34条第4号	
耕作面積、山林面積等を証する書類（農家証明・固定資産名寄せ帳など）	
前年度の所得証明（販売額を証する場合）	
事業計画書	
取引証明書	
農林水産物の産地別一覧及び当該取引証明書（処理・貯蔵・加工施設の場合）	
その他町長が必要と認める書類	

法第34条第6号	
中小企業高度化事業の用に供されることを証する書類	
その他町長が必要と認める書類	

法第34条第7号	
事業計画書	
会社登記簿謄本	
その他町長が必要と認める書類	

法第34条第9号（休憩所）	
事業計画書	
商品等の取引証明書	
チェーン店加盟契約書	
その他町長が必要と認める書類	

法第34条第9号（給油所）	
事業計画書	
燃料等の取引証明書	
チェーン店加盟契約書	
資格証明書	
その他町長が必要と認める書類	

法第34条第13号	
既存権利の届出書の写し	
その他町長が必要と認める書類	

建築等許可（法第43条）添付書類一覧

（正・副各1、合計2部）

書類等の名称	留意事項	
建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書		
委任状	代理人による申請の場合 押印必要	
全部事項証明（土地） （旧土地登記簿謄本）	法務局が交付したもの（副は複写可）登記情報提供サービス取得不可申請時以前 6か月以内のもの	
位置図	区域を朱書き 都市計画図など1/20,000以上	
公図写し	法務局が交付したもの（副は複写可）登記情報提供サービス取得不可区域を朱書き	
敷地現況図	区域を朱書き	
建築物又は第一種特定工作物の配置図	区域を朱書き 1/100以上	
求積図	区域を朱書き	
排水施設計画平面図	区域を朱書き	
排水施設構造図		
雨水、汚水流量計算書		
擁壁の構造図	擁壁がある場合	
放流許可証等	水路等の管理権限を有する者	
水路占用許可証	占用がある場合	
その他町長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地現況写真（2方向以上で方向明示、区域を朱書き） ・浄化槽の調書一式等 <p style="text-align: right;">等</p>	

※別に令36条第1項3号イからホに応じた書類が必要です。

予定建築物等以外の建築等許可（法第42条）

添付書類一覧

（正・副各1部、合計2部）

書類等の名称	留意事項	
予定建築物等以外の建築等許可申請書		
委任状（代理人による申請の場合）	代理人による申請の場合 押印必要	
全部事項証明（土地）（旧土地登記簿謄本）	法務局が交付したもの（副は複写可）登記情報提供サービス取得不可申請時以前 6か月以内のもの	
開発区域位置図	区域を朱書き 都市計画図など1/20,000以上	
公図写し	法務局が交付したもの（副は複写可）登記情報提供サービス取得不可区域を朱書き	
開発許可にかかる土地利用計画図	区域を朱書き	
建築物又は特定工作物の配置図	区域を朱書き 1/100以上	
給水施設計画平面図	区域を朱書き 自己居住用の場合は不要	
排水施設計画平面図	区域を朱書き	
排水施設構造図		
放流許可証等	水路等の管理権限を有する者	
予定建築物の平・立面図		
その他町長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地現況写真（2方向以上で方向明示、区域を朱書き） ・開発行為許可通知書 ・検査済書（開発） <p style="text-align: right;">等</p>	

公告前の建築等承認申請添付書類一覧

(正・副各 1 部、合計 2 部)

書類等の名称	留意事項	
公告前建築等承認申請書		
委任状 (申請代理人の場合)	代理人による申請の場合 押印必要	
開発許可書の写し		
開発区域位置図	区域を朱書き 都市計画図等 1/20,000 以上	
開発許可にかかる土地利用計画図	区域を朱書き	
建築物又は特定工作物の配置図	区域を朱書き	
工程表	開発工事、建築工事を分け工事種類別に作成 ※開発工事、建築工事の完了予定日を明記 (建築工事の完了に先行して開発工事が完了すること)	
写真	<ul style="list-style-type: none">・申請地現況写真 (2 方向以上で方向明示、区域を朱書き)・全境界杭 (区域を朱書き)・設置した許可標識	
その他町長が必要と認める書類		

適合証明（規則第60条）添付書類一覧

（正・副各1部、合計2部）

適合証明（一般）添付書類一覧

書類等の名称	留意事項	
開発行為又は建築等に関する証明交付申請書		
委任状	代理人による申請の場合 押印必要	
全部事項証明（土地）（旧土地登記簿謄本）	法務局が交付したもの（副は複写可）登記情報提供サービス取得不可申請時以前 6か月以内のもの	
農用地除外証明書	農振農用地域内の農地のみ	
位置図（都市計画図・住宅地図等）	区域を朱書き	
公図写し	法務局が交付したもの（副は複写可）登記情報提供サービス取得不可区域を朱書き	
求積図		
土地利用計画図（配置図）	区域を朱書き	
予定建築物の平面図、立面図、面積表		
既存建築物の敷地及び用途がわかる書類		
その他町長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地現況写真（2方向以上で方向明示、区域を朱書き） ・その他（排水計画図・構造図など） 	

適合証明（開発許可等を6ヶ月以内にうけたもの）添付書類一覧

書類等の名称	留意事項	
開発行為又は建築等に関する証明交付申請書		
委任状	代理人による申請の場合 押印必要	
※全部事項証明（土地）（旧土地登記簿謄本）	申請時以前6か月以内のもの	
位置図（都市計画図・住宅地図等）	区域を朱書き	
土地利用計画図（配置図）	区域を朱書き	
予定建築物の平面図、立面図、面積表		
開発（建築）許可通知書		
その他町長が必要と認める書類	排水計画等に当初許可と相違がある場合はその設計図面	

※開発許可等の申請と同時に、もしくは申請から6ヶ月以内に申請する場合は複写で可

適合証明（共通添付書類以外）

法第29条第1項第2号（農林漁業用建築物）	
耕作面積、山林面積等を証する書類（農家証明・固定資産名寄せ帳など）	
前年度の所得証明（販売額を証する場合）	
経営地の分布図	
事業計画書	
取引証明書	
その他町長が必要と認める書類	

法第29条第1項第2号（農林漁業者の住宅）	
耕作面積、山林面積等を証する書類（農家証明・固定資産名寄せ帳など）	
前年度の所得証明（販売額を証する場合）	
経営地の分布図	
住民票	
借家証明	
その他町長が必要と認める書類	

法第29条第1項第3号（公益施設）	
事業計画書	
町の福祉計画	
個別法所管機関の証明書、許可書	
法人登記簿謄本	
資格証明書	
その他町長が必要と認める書類	

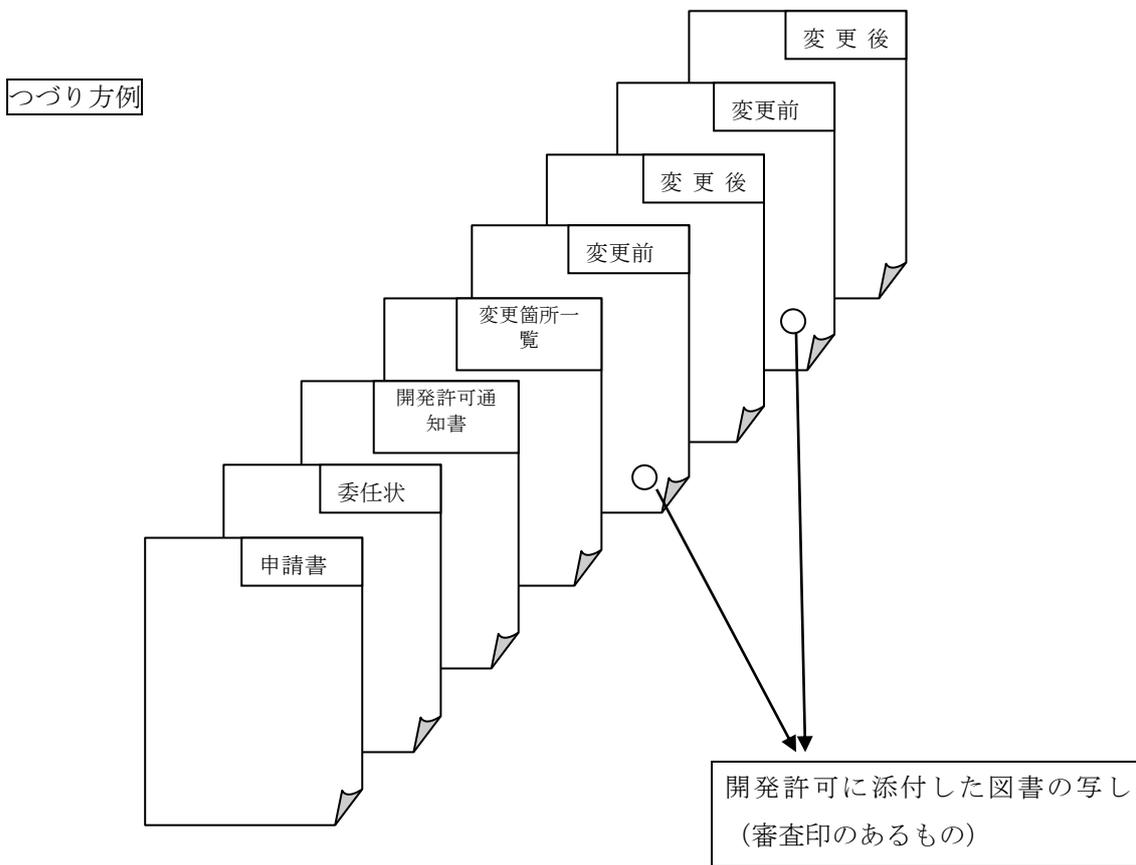
法第29条第1項第11号（仮設建築物・仮設工作物・政令店舗）	
事業計画書（土木事業の内容及び一時的、臨時的施設であることを証する書類）	
理由書	
政令で定める業務を証する書類（政令店舗）	
住民票	
その他町長が必要と認める書類	

開発変更許可（法第35条の2）

添付書類一覧（正・副 計2部）

書類等の名称	留意事項
開発変更許可申請書	工事着手・完了予定年月日等の「変更前」、「変更後」を明記して併記する
委任状	代理人による申請の場合
開発許可通知書	
変更箇所一覧	
※以下、変更箇所のある書類、図書等に「変更前」「変更後」を明記し交互に添付する	

設計図には作成者の記名押印又は署名をすること



中間検査(正・副 計2部)

書類等の名称	留意事項	
中間検査依頼書(様式第5号の2)		
委任状	代理人による申請の場合	
開発(変更)行為許可通知書の写し		
※開発区域位置図	区域を朱書き 住宅地図・都市計画図など	
※土地利用計画図	区域を朱書き	
確定測量図 1/300 以上		
その他町長が必要と認める書類	※公図の写し 区域を朱書き ※排水施設構造図 ※平面図 ※公告前承認書	

※開発(変更)許可申請書に添付されたもの(審査済印のあるもの)

工事完了検査(正・副 計2部)

書類等の名称	留意事項	
工事完了届書(別記様式第4号)		
委任状	代理人による申請の場合	
開発(変更)行為許可通知書の写し		
※開発区域位置図	区域を朱書き 住宅地図・都市計画図など	
※土地利用計画図	区域を朱書き	
※公図の写し	区域を朱書き	
※公共施設を示した平面図(ある場合)		
確定測量図 1/300 以上		
その他町長が必要と認める書類	※排水施設構造図 ※平面図 ※公告前承認書	

※開発(変更)許可申請書に添付されたもの(審査済印のあるもの)

※工程を記録した写真は現場にご用意ください。